

# こども医療費を開始します！

## ～お子さんの医療費助成対象年齢を拡大します～

問い合わせ／子育て支援課 内線2645 ☎048-463-2834 (直通)

「乳幼児医療費」は、平成22年1月診療分から「こども医療費」に改め、支給対象年齢を拡大します。

### + 拡大対象者

市内に住所を有している小学1年生から中学3年生までのお子さんで国民健康保険もしくは社会保険の加入者  
※ほかの医療制度等（生活保護、ひとり親家庭等医療費、重度心身障害者医療費等）を受給の場合は、そちらが優先されます。

現行		拡大後			
乳幼児医療費		こども医療費			
対象年齢	乳幼児(0歳～6歳)	乳幼児(0歳～6歳)	小学1～6年生	中学1～3年生	
対象医療	入院および通院	入院および通院	入院および通院	入院のみ	
		0歳	6歳(小学校就学)	12歳(中学校就学)	15歳

← 拡大部分 →

### + 対象医療費

- 《小学生》入院および通院
- 《中学生》入院

### + 支給方法

朝霞市・志木市・和光市・新座市の医療機関へ通院する場合は、窓口での支払いは不要（※現物給付）です。そのほかの医療機関の場合は、窓口での支払いが必要で、後日、市への申請により医療費を支給（償還払い）します。  
※1か月で1つの医療機関の自己負担額が2万1,000円以上となる場合は償還払いになります。

### + 受給資格証

#### 《未就学児・小学生》

既に受給中または資格登録申請済みの方に対して、12月25日ごろ発送予定です。

※未就学児および小学生の方で、まだ手続きを済まされていない方は、下表の申請場所へお越しいただくか、郵送で行ってください。

〒351-8501 朝霞市本町1-1-1  
朝霞市役所子育て支援課子育て支援係宛

#### 《中学生》

制度開始当初の資格証発送はありません。医療費を医療機関窓口でお支払い後、市へ請求する際に併せて資格登録してください。なお、資格登録後も医療費は、いったん窓口で負担いただくこととなります。

### + 手続き全般

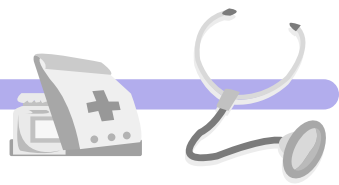
手続方法等は次のとおりになります。

手続項目	手続に必要なもの		申請場所
	申請書類※	持ち物	
資格登録（出生、転入等）	受給資格登録申請書	・お子さんの保険証 （加入予定のもので可） ・保護者の口座の分かるもの等	下記の各窓口※ ・市役所 子育て支援課 総合窓口課 ・内間木支所 ・朝霞台出張所 ・朝霞駅前出張所
各種変更 （住所、保険、口座等）	受給資格内容変更届 振込先金融機関変更届		
受給資格証再交付	受給資格証再交付届	・お子さんの保険証	
資格消滅（転出等）	受給資格消滅届	・受給資格証	
医療費支給申請	支給申請書	・領収書、明細書等 ※いずれも原本 ・お子さんの保険証 ・受給資格証 ・印鑑	

※申請書類の取得方法：各申請場所で取得されるか、市ホームページからダウンロードしてください。

※いずれの手続きも子育て支援課への郵送による手続きが可能です。

# ＋ こども医療費 Q & A



## 【資格登録・受給資格証】

- Q1** 受給資格証はどうしたらもらえますか。  
**A1** お子さんの出生、転入手続き後、子育て支援課等各窓口で登録申請手続きを行ってください。
- Q2** 受給資格登録の際、申請者は父と母のどちらでもよいですか。  
**A2** 受給申請者は父か母のうち、主な生計の維持者となります。
- Q3** ひとり親家庭ですが、受給資格登録はどうなりますか。  
**A3** ひとり親家庭等医療費制度が優先されます。手続きは、子育て支援課に確認してください。
- Q4** 加入保険、住所が変更になった際、手続きは必要ですか。  
**A4** 受給資格証と変更後の健康保険証を用意し、子育て支援課等各窓口で内容変更手続きを行ってください。
- Q5** 受給資格証を紛失・汚損した場合には再交付できますか。  
**A5** 再交付できます。お子さんの健康保険証を用意し、子育て支援課等各窓口で再交付申請手続きをしてください。
- Q6** ほかの市町村へ転出する際、手続きは必要ですか。  
**A6** お子さんの住民票の転出届と併せて、資格消滅手続きをし、受給資格証を返還してください（転出届を郵送で行われる場合は別途相談ください）。



## 【受診】

- Q7** 病院等にかかるときはどうしたらよいですか。  
**A7** 受診する地域、内容等により次のとおりとなります。受診の際は、受給資格証と健康保険証を提示してください。

受診地域	受診内容	支給方法
朝霞地区4市内 (朝霞・志木・和光・新座)	通院費(21,000円未満)	窓口負担なし
	入院費	窓口負担あり※
朝霞地区4市外	通院費	
	入院費	

※【窓口負担した場合の請求方法】  
 こども医療費支給申請書に必要事項を記入し、領収書の原本を添付のうえ、子育て支援課等各窓口へ提出後、医療費を指定口座に振り込みます（高額療養費、附加給付金、保険外診療費等を除く）。

## 【医療費支給】

- Q8** 医療費の申請期限、支払いはどのようになっていますか。  
**A8** 申請は、子育て支援課等各窓口で受診月の翌月から15日（土・日曜日、祝日に該当する場合はその翌日）まで受け付けします。  
 受診月の翌月の15日を過ぎた場合でも、以降随時受け付けますが、最終期限は医療機関での支払日の翌月から5年となります。  
 例：支払日 平成22年1月18日  
 期限 平成27年1月31日  
 支払いは、受診月の翌月の15日までに申請の場合、受診月の翌々月15日（土・日曜日、祝日に該当する場合はその前日）に登録の口座に振り込みます。



このほかのQ&Aについては、市ホームページに掲載しています。